

## 他の手当又は給料で措置される勤務内容との重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当一覧(平成18年4月1日現在)

団体名	特殊勤務手当の種類	支給対象業務等	支給対象職員	検討を要する理由
浜松市	夜間等特殊業務手当(H18.4.1～廃止)	正規の勤務時間の始業または終業時刻が著しく特殊である勤務に従事したとき	生活衛生課市場検査所, 中央卸売市場, 青少年の家勤務職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。(始業:5時～6時30分、終業21時～22時)
沼津市	待機手当	市立病院に勤務する医師、看護師等が救急診療等のため待機を命ぜられたとき	医師又は看護師等	自宅等における待機は勤務に含まれないため、特殊勤務手当を支出することは適当ではない。
沼津市	ラッパ隊員手当(H17.6.1～廃止)	消防職員でラッパ隊員を命ぜられた者	左記業務に従事した職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
沼津市	休日勤務従事手当	施設に勤務する職員が、土・日曜日を勤務日と定められた職務に従事したとき	左記業務に従事した職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
沼津市	法定管理業務手当	電気主任技術者、ボイラ-取扱作業主任が各保安等業務に従事したとき	左記業務に従事した職員	特定の施設に勤務することによって支給される特殊勤務手当は本来の制度に合致しないため、見直しが必要。
熱海市	料金等徴収手当(H17.12.1～廃止)	水道温泉下水道に係る料金等の徴収、補助で市内に出張したとき(3時間以上/日従事したとき)	公営企業職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
熱海市	検針手当(H17.12.1～廃止)	水道、温泉の計量器の検針業務のため市内に出張したとき(3時間以上/日従事したとき)	公営企業職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
熱海市	浄水管理センター業務手当(H17.12.1～廃止)	職員が浄水管理センターの業務に従事したとき	浄水管理センター職員	特定の施設に勤務することによって支給される特殊勤務手当は本来の制度に合致しないため、見直しが必要。
三島市	不快手当(H18.4.1～廃止)	保育園、学校及び楽寿園において便所の清掃業務に従事した者	各保育園、学校及び楽寿園	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
三島市	年末年始手当(H18.4.1～廃止)	12月29日から1月3日までの間において、ごみ収集、その他市長が指定する業務に従事する者	全職員	時間外勤務手当等で措置されており、深夜の勤務を除き、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
三島市	緊急作業手当(H18.4.1～廃止)	勤務時間外に登庁を命ぜられ緊急作業に従事した者	水道工務課	時間外勤務手当等で措置されており、深夜の勤務を除き、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
三島市	年末年始手当(H18.4.1～廃止)	12月29日から1月3日までの間において、水道業務に従事する者	水道営業課・水道工務課	時間外勤務手当等で措置されており、深夜の勤務を除き、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
富士宮市	医療待機手当	市立病院に勤務する職員が救急医療のため待機を命ぜられた時	左記業務に従事した職員	自宅等における待機は勤務に含まれないため、特殊勤務手当を支出することは適当ではない。
富士宮市	下水道作業手当	下水道課職員が下水道施設の維持管理業務、又は浄化センター職員が下水処理業務に従事した時	左記業務に従事した職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
富士宮市	勤労青少年ホーム勤務手当(H18.4.1～廃止)	変則的な週休日及び勤務時間の割り振りで勤務した時	勤労青少年ホームに勤務する職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
富士宮市	公民館勤務手当(H18.4.1～廃止)	変則的な週休日及び勤務時間の割り振りで勤務した時	公民館に勤務する職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
富士宮市	図書館勤務手当(H18.4.1～廃止)	変則的な週休日及び勤務時間の割り振りで勤務した時	図書館に勤務する職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
富士宮市	児童館勤務手当(H18.4.1～廃止)	変則的な週休日及び勤務時間の割り振りで勤務した時	児童館に勤務する職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
富士宮市	女性センター勤務手当(H18.4.1～廃止)	変則的な週休日及び勤務時間の割り振りで勤務した時	女性センターに勤務する職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
富士宮市	年末年始勤務手当	12月29日から翌年1月3日までの休日の期間中に勤務した時	左記業務に従事した職員	時間外勤務手当等で措置されており、深夜の勤務を除き、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
富士宮市	夜間作業手当(H18.4.1～廃止)	午後6時から午前6時までの間に水道業務の作業に従事した時	左記業務に従事した職員	時間外勤務手当等で措置されており、深夜の勤務を除き、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
富士宮市	漏水待機手当(H18.4.1～廃止)	時間外又は休日に、漏水に備え自宅等で待機した時	左記業務に従事した職員	自宅等における待機は勤務に含まれないため、特殊勤務手当を支出することは適当ではない。

団体名	特殊勤務手当の種類	支給対象業務等	支給対象職員	検討を要する理由
伊東市	祝日清掃手当(H18.4.1～廃止)	祝日及び12月29日から翌年1月3日までの期間内に清掃関係業務に従事	左記期間に左記業務に従事する職員	時間外勤務手当等で措置されており、深夜の勤務を除き、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
伊東市	緊急処理手当(H18.4.1～廃止)	上下水道施設に緊急事態が生じ、勤務時間外にその業務に従事	左記業務に従事する職員	時間外勤務手当等で措置されており、深夜の勤務を除き、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
島田市	手洗所清掃作業手当(H17.10.1～廃止)	手洗所清掃作業	左記業務に従事した職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
島田市	待機手当(H17.10.1～廃止)	救急医療等の待機業務	待機命令された職員	自宅等における待機は勤務に含まれないため、特殊勤務手当を支出することは適当ではない。
富士市	給食業務手当(H18.4.1～廃止)	保育園又は学校の給食業務に従事したとき	小中学校、保育園の調理員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
富士市	分析業務手当(H18.4.1～廃止)	公害検査の分析に従事したとき	環境保全課職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額を支給方法は見直しが必要である。
富士市	卸売市場業務手当(H18.4.1～廃止)	食品の流通及び取引の適正化に関する指導又は監督業務に従事したとき	地方卸売市場職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
富士市	年末年始勤務手当(H18.4.1～廃止)	12月29日から翌年1月3日までの休日の期間中に特に勤務を命ぜられ勤務したとき	年末年始に勤務した職員	時間外勤務手当等で措置されており、深夜の勤務を除き、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
富士市	特殊施設勤務手当(H18.4.1～廃止)	健康管理、栄養管理又は給食業務に従事したとき	ふじやま学園、くすのき学園職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
富士市	特殊施設勤務手当(H18.4.1～廃止)	栄養管理又は給食業務に従事したとき	こども療育センター職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
富士市	特殊施設勤務手当(H18.4.1～廃止)	老人の養護に直接従事したとき又は栄養管理若しくは給食業務に従事したとき	養護老人ホーム職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
富士市	特殊施設勤務手当(H18.4.1～廃止)	斎場の業務に従事したとき	斎場職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額を支給方法は見直しが必要である。
富士市	特殊施設勤務手当(H18.4.1～廃止)	勤務時間の割振りにより交替制で勤務したとき	文化会館事業課等職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
焼津市	滅菌手当(H18.1.1～月額支給から日額支給)	上水道の塩素注入作業又は水質検査に従事したとき	水道企業職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額を支給方法は見直しが必要である。
焼津市	年末年始業務手当(H18.1.4～廃止)	年末年始の休日の期間における業務に従事したとき	左記期間に勤務した職員	時間外勤務手当等で措置されており、深夜の勤務を除き、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
掛川市	年末年始業務に係る特殊勤務手当(H18.4.1～廃止)	年末年始のゴミ収集作業や電算のバックアップ作業等の業務に従事した場合	年末年始勤務を命じられた職員	時間外勤務手当等で措置されており、深夜の勤務を除き、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
掛川市	緊急に呼び出されて行う水道施設の修繕にかかる特殊勤務手当(H18.4.1～廃止)	漏水等の正規の勤務時間外に、急遽呼び出され現場において対応した場合に実働1日につき500円	水道事業所に勤務する職員	時間外勤務手当等で措置されており、深夜の勤務を除き、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
御殿場市	年末年始勤務手当	12月29日から1月3日までの間に勤務した職員で市長が特に認めた者	左記業務に従事した職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
御殿場市	特定施設勤務手当(H18.4.1～廃止)	児童館、図書館等特定の施設に日曜日、土曜日、休日等に勤務したとき	左記業務に従事した職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
御殿場市	救急医療センター勤務手当(H18.4.1～廃止)	救急医療センターで待機、夜間勤務、休日勤務、死体取扱をしたとき	左記業務に従事した職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
御殿場市	企業職員緊急出動手当	勤務時間外に登庁を命じられ緊急作業に従事したとき	左記業務に従事した職員	時間外勤務手当等で措置されており、深夜の勤務を除き、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
御殿場市	企業職員漏水待機手当(H18.4.1～廃止)	勤務時間外の漏水に備え常に登庁できるよう命令により待機したとき	左記業務に従事した職員	自宅等における待機は勤務に含まれないため、特殊勤務手当を支出することは適当ではない。

団体名	特殊勤務手当の種類	支給対象業務等	支給対象職員	検討を要する理由
御殿場市	企業職年末年始手当	12月29日から1月3日までの間に水道業務に従事した者に支給される	左記業務に従事した職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
下田市	清掃作業手当	環境対策課に勤務する職員	同左	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額の手給方法は見直しが必要である。
裾野市	不快手当(清掃作業)	美化センターに勤務したとき	左記業務時従事した職員	特定の施設に勤務することによって支給される特殊勤務手当は本来の制度に合致しないため、見直しが必要。
裾野市	ヘルシーパーク裾野業務手当(H18.4.1～廃止)	ヘルシーパーク裾野に勤務したとき	左記業務時従事した職員	特定の施設に勤務することによって支給される特殊勤務手当は本来の制度に合致しないため、見直しが必要。
裾野市	富士山資料館業務手当(H18.4.1～廃止)	富士山資料館に勤務したとき	左記業務時従事した職員	特定の施設に勤務することによって支給される特殊勤務手当は本来の制度に合致しないため、見直しが必要。
裾野市	市民体育館等業務手当(H18.4.1～廃止)	市民体育館及び運動公園総合体育施設に勤務したとき	左記業務時従事した職員	特定の施設に勤務することによって支給される特殊勤務手当は本来の制度に合致しないため、見直しが必要。
裾野市	市立鈴木図書館業務手当(H18.4.1～廃止)	市立鈴木図書館に勤務したとき	左記業務時従事した職員	特定の施設に勤務することによって支給される特殊勤務手当は本来の制度に合致しないため、見直しが必要。
裾野市	市民文化センター業務手当(H18.4.1～廃止)	市民文化センターに勤務したとき	左記業務時従事した職員	特定の施設に勤務することによって支給される特殊勤務手当は本来の制度に合致しないため、見直しが必要。
裾野市	東西公民館業務手当(H18.4.1～廃止)	東西公民館に勤務したとき	左記業務時従事した職員	特定の施設に勤務することによって支給される特殊勤務手当は本来の制度に合致しないため、見直しが必要。
裾野市	現場手当(水道会計)(H18.4.1～廃止)	水道企業の現場の業務に従事したとき	左記業務時従事した職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
裾野市	緊急作業手当(水道会計)	時間外に水道施設に係る緊急作業を命ぜられ従事したとき	左記業務時従事した職員	時間外勤務手当等で措置されており、深夜の勤務を除き、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
湖西市	火葬作業手当(H18.4.1～廃止)	火葬作業に従事したとき	左記業務に従事した職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額の手給方法は見直しが必要である。
湖西市	給配水工事手当(夜間現場作業)(H18.4.1～廃止)	給水及び配水工事のため夜間現場作業に従事したとき	水道事業に従事する職員	時間外勤務手当等で措置されており、深夜の勤務を除き、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
伊豆市	現業手当(H18.4.1～廃止)	修善寺総合会館保安業務	左記業務に従事した職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
伊豆市	施設従事手当(H18.4.1～廃止)	し尿、ごみの収集処理の業務	左記業務に従事した職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額の手給方法は見直しが必要である。
伊豆市	施設従事手当(H18.4.1～廃止)	ボイラーの運転管理業務(ボイラー技士免許を受けた者に限る。)	左記業務に従事した職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
伊豆市	施設従事手当(H18.4.1～廃止)	し尿処理施設、ごみ処理施設の管理の管理業務(技術管理者の資格を有する者に限る。)	左記業務に従事した職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
伊豆市	施設従事手当(H18.4.1～廃止)	ごみ焼却、ごみ収集、し尿処理及び塵芥処理業務の主任の業務	左記業務に従事した職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
御前崎市	待機手当(H18.4.1～廃止)	救急診療等の待機業務に従事したとき	病院に勤務する職員	自宅等における待機は勤務に含まれないため、特殊勤務手当を支出することは適当ではない。
御前崎市	救急特別手当(H18.4.1～廃止)	年末年始に救急業務に従事する病院に勤務する職員	保健衛生業務に従事する職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
菊川市	待機手当(H18.4.1～廃止)	勤務時間外に、救急診療等のため病院で待機した時	左記業務に従事した職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
東伊豆町	学校給食作業手当(H18.4.1～廃止)	給食調理の作業	給食調理人	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
東伊豆町	庁用自動車運転手当(H18.4.1～廃止)	庁用自動車の運転	庁用自動車運転専属職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額の手給方法は見直しが必要である。

団体名	特殊勤務手当の種類	支給対象業務等	支給対象職員	検討を要する理由
東伊豆町	水道業務従事手当(H18.4.1～廃止)	料金徴収、路上作業、防災対策、薬品取扱	左記業務に従事した水道課職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
河津町	清掃作業手当(H18.4.1～廃止)	もっぱら清掃作業に従事する職員	左記業務に従事した職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額を支給方法は見直しが必要である。
河津町	道路上作業従事特別勤務手当(H18.4.1～廃止)	通行を遮断することなく道路の補修の作業を行ったとき	左記業務に従事した職員	国において、類似の特殊勤務手当があり、当該特殊勤務手当の必要性は認められるが、月額を支給方法は見直しが必要である。
南伊豆町	水道課特殊勤務手当(H18.4.1～廃止)	水道課に勤務している者	水道課職員	特定の施設に勤務することによって支給される特殊勤務手当は本来の制度に合致しないため、見直しが必要。
松崎町	「伊豆まつざき荘」特殊勤務手当(H18.4.1～廃止)	国民宿舎「伊豆まつざき荘」の業務に従事する職員	左記業務に従事した職員	特定の施設に勤務することによって支給される特殊勤務手当は本来の制度に合致しないため、見直しが必要。
松崎町	「サンセットビル松崎」特殊勤務手当(H18.3.1～廃止)	ふれあい交流施設「サンセットビル松崎」の業務に従事する職員	左記業務に従事した職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
松崎町	「松崎海洋センター」特殊勤務手当(H18.4.1～廃止)	「松崎海洋センター」の業務に従事する職員	左記業務に従事した職員	特定の施設に勤務することによって支給される特殊勤務手当は本来の制度に合致しないため、見直しが必要。
松崎町	「クリーンピア松崎」特殊勤務手当(H18.4.1～廃止)	廃棄物処理施設並びに収集作業に直接従事する職員	左記業務に従事した職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額を支給方法は見直しが必要である。
西伊豆町	ゴミ焼却作業手当(H18.4.1～月額支給から日額支給)	ゴミ焼却場及び収集作業に直接従事する職員に支給	左記業務に従事した職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額を支給方法は見直しが必要である。
西伊豆町	その他特殊勤務手当(H18.4.1～死がい処理作業以外廃止)	その他町長が特殊作業と認めた作業に従事したとき	左記業務に従事した職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
函南町	現業手当(H18.4.1～月額支給から日額支給)	庁用自動車の整備をする者	左記業務に従事した職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額を支給方法は見直しが必要である。
清水町	福祉センター勤務手当(H17.10.1～廃止)	週休日に勤務を割り振られて勤務に従事	左記業務に従事した職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
清水町	体育館勤務手当(H17.10.1～廃止)	週休日に勤務を割り振られて勤務に従事	左記業務に従事した職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
清水町	温水プール勤務手当(H17.10.1～廃止)	週休日に勤務を割り振られて勤務に従事	左記業務に従事した職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
清水町	図書館勤務手当(H17.10.1～廃止)	週休日に勤務を割り振られて勤務に従事	左記業務に従事した職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
清水町	公民館勤務手当(H17.10.1～廃止)	週休日に勤務を割り振られて勤務に従事	左記業務に従事した職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
清水町	屋内・屋外運動場勤務手当(H17.10.1～廃止)	夜間照明・屋内運動場の管理	左記業務に従事した職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
長泉町	施設勤務手当(H18.4.1～廃止)	週休日に勤務を割り振られて勤務に従事したとき	左記に従事した職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
長泉町	変則勤務手当(H18.4.1～廃止)	勤務時間の割振りの変則である施設に勤務する者	左記の施設に勤務する職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
小山町	特別介護手当(H18.4.1～廃止)	町立老人ホームに勤務する職員が年末年始に勤務した時	町立老人ホームに従事する職員	時間外勤務手当等で措置されており、深夜の勤務を除き、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
小山町	非常災害等業務従事手当(H18.4.1～廃止)	水防、地震、火災等の非常災害が発生もしくは、訓練のために動員され対策本部等に従事した時	災害対策本部、警戒本部に従事した職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
小山町	施設等の勤務(H18.4.1～廃止)	土曜、日曜等に開庁している施設に勤務する職員が、日曜、土曜又は祝日に勤務した時に支給	条例で定める施設に勤務する職員	変則的な勤務であることをもって、特殊勤務手当の支給対象とはならない。
芝川町	施設管理手当(H18.4.1～廃止)	学校開放業務に従事したとき	各施設の用務員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。

団体名	特殊勤務手当の種類	支給対象業務等	支給対象職員	検討を要する理由
富士川町	水源管理手当(H18.4.1～廃止)	水源である河川表流水取水の確保のためゴミの除去、井戸の状態を毎日定期的に監視	左記業務に従事した職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額を支給方法は見直しが必要である。
富士川町	技術管理者手当(H18.4.1～廃止)	水道施設・給水装置の構造等の基準適合検査・水質検査、給水停止等の管理、運営	左記業務に従事した職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
蒲原町	清掃車等運転手当(H18.4.1～静岡市との合併に伴い廃止)	ハック-車等特殊な車両の操作に従事する際の危険性に対して支給	清掃作業職員の運転業務に従事する職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額を支給方法は見直しが必要である。
蒲原町	保健師手当(H18.4.1～静岡市との合併に伴い廃止)	保健指導医、主治医、所轄保健所の指示によって結核等自宅療養指導をおこなったとき	保健師	対象とされる業務が「著しく危険、不快、不健康、又は困難な業務」に該当するか、行革推進の過程で精査する必要がある。
蒲原町	学校施設開放管理手当(H18.4.1～静岡市との合併に伴い廃止)	本務のほかに、施設を開放・管理する特殊な勤務に対して支給	施設に常直している職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
蒲原町	特殊施設勤務手当(H18.4.1～静岡市との合併に伴い廃止)	公民館、福祉センターと不特定多数の人が集まる施設を管理している特殊性に対して支給	公民館及び福祉センターに勤務する職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
由比町	清掃作業手当(H17.10.1～手当支給者厳格化)	じん芥の収集運搬及び焼却等の業務に従事したとき	清掃作業職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額を支給方法は見直しが必要である。
由比町	町長専用車運転手当(H18.4.1～廃止)	町長車の運転業務に従事したとき	運転員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額を支給方法は見直しが必要である。
牧之原市	現場手当(H17.10.11～廃止)	企業職員の現場作業に従事したとき	左記業務に従事した職員	給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
吉田町	清掃作業手当(H18.1.1～廃止)	清掃業務を本務とする場合	清掃職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額を支給方法は見直しが必要である。
吉田町	自動車運転手当(H18.1.1～廃止)	公用車の運転業務に従事したとき	運転手	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額を支給方法は見直しが必要である。
吉田町	水源管理手当(H17.10.1～廃止)	水源である河川表流水取水の確保のためゴミの除去、井戸の状態を毎日定期的に監視	左記業務に従事した職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額を支給方法は見直しが必要である。
吉田町	自宅待機手当(H18.1.1～廃止)	休日及び週休日に修理当番を命ぜられ自宅待機したとき	水道課職員	自宅等における待機は勤務に含まれないため、特殊勤務手当を支払うことは適当ではない。
吉田町	緊急呼出手当(H18.1.1～廃止)	勤務時間外に緊急呼出を受けて業務に従事したとき	水道課職員	時間外勤務手当等で措置されており、深夜の勤務を除き、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
吉田町	保育業務手当(H18.1.1～手当支給者厳格化)	幼児の保育及び給食作業を本務とする場合	保育士及び給食員	給食員については、給料でその特殊性が措置されている本来業務であり、改めて特殊勤務手当を支給することは、二重支給となる。
川根本町	衛生作業手当(H17.9.20～月額支給から日額支給)	可燃ごみ、不燃ごみ等の収集処理作業を本務とする職員に支給	ごみ焼却処理場に勤務する職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額を支給方法は見直しが必要である。
川根本町	労務作業手当(H18.4.1～月額支給から日額支給)	農業用機械を使用した作業及び農業防除作業に従事したとき	農林業センター職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額を支給方法は見直しが必要である。
森町	体育保健指導手当(H18.4.1～廃止)	体育保健の指導に従事したとき	指導従事職員	特殊勤務手当は不快、危険な特別な勤務の実績に対して支給されるべきもので、月額を支給方法は見直しが必要である。
森町	研修手当(H18.4.1～廃止)	国・県・一部事務組合等に研修のため勤務するとき	国・県・一部事務組合等に出向した職員	勤務地の特殊性については調整手当で措置されるべきであり、特殊勤務手当の制度に合致しない。